

監 査 委 員 公 表 第 6 号  
令和 6（2024）年 3 月 26 日

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土 田 茂 博

柏崎市監査委員 内 山 万寿男

柏崎市監査委員 星 野 正 仁

記

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和 4（2022）年 4 月 1 日から令和 5（2023）年 3 月 31 日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
都市整備部 道路維持課	ア 税外収入金の徴収事務 （ア）行政財産目的外使用料 （イ）道路占用料 （ウ）証明手数料 （エ）違反自転車等返還手数料 （オ）弁償金 （カ）光熱水費等使用者負担金 （キ）各種出版物売払収入 （ク）融雪施設電気料 （ケ）転貸料収入 イ 契約事務 （ア）修繕請負契約 （イ）業務の委託契約 （ウ）建設工事請負契約 ウ 補助金の交付事務 （ア）道路除排雪費補助金

	(イ) 小型除雪機械整備事業補助金 (ウ) 除雪オペレーター育成支援事業補助金
市議会 議会事務局	ア 報酬の支給事務 議員報酬 イ 契約事務 業務の委託契約 ウ 補助金の交付事務 政務活動費
農業委員会 農業委員会事務局	ア 税外収入金の徴収事務 証明手数料 イ 報酬の支給事務 (ア) 農業委員報酬 (イ) 農地利用最適化推進委員報酬

## (2) 選定理由

監査の対象とした事務については、各業務統制担当課から財務事務の執行に係る適正な事務処理について周知されていること及び監査対象課の特殊性などを考慮のうえ、監査対象課の実効性と周知内容の有効性などを検証するため監査対象とする。

## 2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

## 3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 税外収入金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。 エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 納期限までに納入がされていない場合の督促及び延滞金の徴収は適正に行われているか。 キ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(2) 報酬の支給事務	ア 委嘱手続は適正に行われているか。 イ 支払対象者及び支払金額の把握、計算は適正に行われているか。
(3) 契約事務	ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。 イ 契約締結事務は適正に行われているか。 ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。

(4) 補助金の交付事務	ア 交付要綱は整備されているか。 イ 事務手続は適正に行われているか。 ウ 交付対象及び交付金額の把握、計算は適正に行われているか。
--------------	--

#### 4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

#### 5 監査の期間

令和6（2024）年2月1日から令和6（2024）年3月11日まで

## 第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、以下の指摘事項については、速やかに是正するとともに、検討、改善を加える確かな財務事務の執行を望むものである。

### 都市整備部 道路維持課

#### 契約事務

監査対象	業務の委託契約（17件抽出）
指摘事項	債権者への支払日を誤っている。（2件）
根拠法令	柏崎市財務規則
監査書類	予算執行（変更）伺書、（変更）契約執行（見積徴収）伺書 入札（見積）書、支出負担行為書、（変更）契約書、請求書 業務報告書、履行届、検査調書 等